

10月1日は「ネクタイの日」。日本にネクタイをもたらしたのはジョン万次郎だとされています。1851年にアメリカから帰国した万次郎は奉行所の取り調べを受けますが、所持品の中に「白鹿襟飾」というものを3枚ほど持っていたことが書物に残されています。この白鹿襟飾が今でいうネクタイにあたるそうですよ。

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【デジタルトランスフォーメーション】

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱したとされる。先が読めず変化の激しい時代の中、企業においては既存業務のデジタル化への移行や新ビジネスの開発が急務となる。またスマートフォンの普及などで消費者の購買行動もオンライン化できるため、広告やマーケティングなどの営業戦略も変革を迫られている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【賃上げと社員教育をすると税額控除に】

「新たな人材が欲しいところですが、業界全体が人手不足で今すぐに人を増やすことは難しい状況です。そのため会社としては、従業員教育に力を入れて生産性を向上させつつ、徐々に新たな人材を確保していけたらと考えています。そこで、このような経営強化を支援してくれる税制などがあれば活用を検討したいため教えていただけないでしょうか」というご質問がありましたので、改正のあった所得拡大促進税制をご紹介します。中小企業者等では「給与総額が前年度以上」で「継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加」した場合、給与等支給総額の前年度増価額の15%の税額が控除されます。また継続雇用者給与等支給額が対前年度比で2.5%以上増加しており「当期の教育訓練費が対前年度比10%以上増加」または「中小企業等経営強化法による経営力向上の認定を受け経営力向上が確実になされている」といった要件のいずれかを満たす場合には、25%の税額が控除されます。ただし税額控除の上限はいずれも法人税額の20%になります。



例えば25%の税額控除の要件を満たし今期の給与等支給総額が1500万円、前期が1200万円、法人税が250万円の場合、対前年増加額300万円の25%である75万円が税額控除の対象となりますが、上限が法人税額の20%になるため税額控除額は50万円になります。

今を生きる 先人の言葉

新
か
の
曇
た
心
に
さ
す
虹
に
な
り
な
さ
い

アメリカの活動家・詩人であるマヤ・アンジェロウの言葉。これまで多くの人から受けてきた恩は、これからの若者たちに「恩送り」として返していきたいものだ。

～秋の季節～

気候が落ち着き、運動しやすい季節になってきましたね。秋風が心地よいこの季節は、まさに運動する時期にぴったりの季節です。そして10月は、国民の祝日でもある『体育の日』があります。体育の日には全国各地でさまざまなイベントが催されています。施設利用料が割引や無料になる場所もあるというので、興味のある人は探してみるものいいですね。「運動の秋だから」と張り切ってジムなどへ出かける方もいらっしゃるでしょう。運動不足気味の方は、特に準備運動に時間を掛け、体をほぐして、ケガを未然に防ぐことも大切です。ただの休日として過ごすのではなく、この機会に、運動で汗を流して、今年はちょっぴりアクティブに、爽やかな運動の秋はいかがでしょうか。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【楽観主義でいこう!】

その出来事をどう捉えるか——。これは本人の性格や状況、もっと高い視点でいえば、その人の哲学によって出来事の受け止め方は変わってきます。例えば、1万円を失くしてしまったら、多くの人は「もったいない。どうして気付かなかったんだ」と悔しがって嘆くでしょう。



ところが、ある社長は1万円を失くしたことに気付いた瞬間こそ「ああ・・・」としょんぼりしたものの、そのすぐあとに「ただ私の1万円は拾った人の役に立つだろうから、それでいい」と笑っていたそうです。彼は普段から何かにつけてそんな調子だとか。思うように事が運ばなくても「そんなこともあるよね」と笑い飛ばし、アクシデントに見舞われても「こんなこと、めったに体験できないから」とアクシデント自体を楽しんでしまう。良くも悪くもあまり物事にこだわらず、執着しないたちなのでしょう。その楽観主義が周囲を和ませるのか、彼の周りにはいつも人が集まってくる。人が集まるところにはお金も集まってくるので、彼の商売が順調なのも自然の成り行きなのでしょう。

よく言われる例えですが、失敗を「失敗」だと思わずに「経験」だと捉えれば、クヨクヨ悩まずにすみます。こんな楽観主義を「能天気」だ「お気楽」だと批判する人もいますが、脳科学者の茂木健一郎氏の著書『脳を活かす仕事術』によれば、「脳は楽観主義でちょうどいい」そうです。脳がうまく働くにはある程度、楽観主義なほうがいいという意見には経験的に思い当たる節もあり、何でも捉え方次第だと改めて痛感しました。早いもので今年もあと2カ月となりました。残りの日々を横目で見ながら1年のまとめに入っている気の早い人もいるでしょう。節目のタイミングでは、出来事を「良かった」「悪かった」の二分法で考えがちですが、「良い」「悪い」の判断より、色々あったけれど何とかやっていることに目を向けてみるのも悪くありません。思い悩んでもすべて過ぎてしまったこと。やり直せない過去にこだわれば、執着する分だけ未来に暗い影が差します。バランスのよい楽観主義でいきたいものですね。



～ 今月の税務・労務 ～

国税

特別な処理事項なし

地方税

個人住民税第3期分の納付

労務

労働保険料第2期分の納付（労働保険事務組合委託の場合）は11月14日

和泉会計事務所

〒170-0013

豊島区東池袋 1-25-2

朝日生命池袋ビル 9F

電話：03-3984-9595

FAX：03-3988-0835

